

平成21年9月29日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成21年(ワ)第150号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成21年8月7日

判 決

愛知県稲沢市

原 告

原告訴訟代理人弁護士 佐々木 啓 太

同 鈴 木 泉

同 小 野 晶 子

同 山 岡 大 介

同 細 野 優 子

東京都品川区東品川2丁目3番14号

被 告 C F J 合 同 会 社

同代表者代表社員 C F J ホールディングス株式会社

同職務執行者 浅 野 俊 昭

主 文

- 1 被告は原告に対し、473万5906円及び内449万3335円に対する平成20年10月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決の主文第1項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

主文同旨

第2 本件事案の概要等

1 本件は、原告が被告に対し、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引に係る弁済金のうち利息制限法所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると、過払金が発生していると主張して、不当利得返還請求権に基づき、その支払を求める事案である。

2 基本的な事実関係（争いのない事実、弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 被告は、貸金業の登録業者であるディックファイナンス株式会社（以下「ディック」という。）が、平成15年1月1日にアイク株式会社及び株式会社ユニマットライフを吸収合併して同日CFJ株式会社と商号変更し、その後平成20年11月28日付けで組織変更をしてCFJ合同会社となったものである。

(2) 原告は、株式会社マルフク（以下「マルフク」という。）との間で、継続的な金銭消費貸借の基本契約を締結し、昭和63年8月19日、47万円を借入れ、その後、借入と返済を繰り返し、平成14年5月2日以降は、原告と被告（以下、ディック、CFJ株式会社、CFJ合同会社を区別せず、単に「被告」という。）との間で、借入と返済を繰り返したが、その取引日及び借入額又は返済額は、別紙1記載のとおりである。

3 当事者の主張
（原告の主張）

(1) マルフクから被告への貸主の地位の承継

過払金返還債務は、利息制限法所定の利率を超える約定を定めた包括契約（基本契約）に基づき、取引を継続した結果、その経過内容によって発生するものであるから、法定利率を超えた約定利率で充当計

算した結果発生する貸付債権と、法定利率で充当計算した結果発生する過払金返還債務とは、1つの包括契約に基づいて生じるものである。とすれば、過払金返還債務は、貸金債権と別個独立に存在するものではなく、貸金業者と顧客との間の貸付・返済という一連の取引について、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。）43条のみなし弁済が成立する場合には貸金業者に貸金債権が認められ、みなし弁済が成立しない場合には利息制限法の引き直し計算が行われ、貸金業者は過払金返還債務を負うという、貸金債権と表裏一体の関係にあるものである。したがって、このような貸金債権の譲渡を受けた場合は、当該債権及び過払金返還債務を一体として、貸主としての地位の譲渡を受けたというべきである。このような法的性質に鑑みると、過払金返還債務を貸付債権や包括契約から切り離して処分することは法的に不可能であり、貸金債権のみを譲り受けることは認められない。

本件では、原告はマルフクとの間で、包括契約（乙1）を締結しており、これを前提に取引を重ねたことが明らかである。この取引開始後に、マルフクから被告（ディック）が上記包括契約を前提に発生したマルフクの原告に対する債権を譲り受けたというのであるから、被告（ディック）は、これと一体のものであるマルフクの原告に対する過払金返還債務も含め貸主としての地位を譲り受けたものと言わざるを得ない。

(2) 悪意の受益者と利息の起算点

被告は、貸金業の登録業者であり、利息制限法を超える利率で貸付をしていることを知りながら、原告から返済を受けていた。したがっ

て、被告は悪意の受益者であるから、被告が上記過払金を受領した日から同過払金に対する法定利息の返還義務がある（利息残合計24万2571円）。

被告は、不当利得返還請求権の弁済期が取引終了時であると解した上、弁済期が未到来であるから金銭消費貸借取引が終了するまでは過払利息の返還義務も負担しないと主張するが、民法704条の趣旨は、悪意の受益者は不当利得を運用することによって、利息相当額の利益を得ることができ、その利益を含めて損失者に返還させることにあり、利息は、不当利得の発生と同時に生じるものであるから、弁済期とは関係がない。

(3) 原告の請求

別紙1の取引を利息制限法の制限利率に照らし、引き直し計算をすると、449万3335円の過払いが発生している。その結果、被告は、原告の損失によって法律上の原因なくして、上記過払金の金額と同額の利益を得ている。よって、原告は被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、請求の趣旨記載の判決を求める。

(被告の主張)

(1) 過払金返還債務の譲り受けの否定

被告（ディック）は、平成14年5月2日、マルフクから、指名債権（貸金債権）を売買によって取得し、そのことを登記原因とする債権譲渡登記を完了しているが、マルフクの原告に対する過払金返還債務を承継していないので、上記債権譲渡日以前に発生していた過払金返還債務につき、被告の原告に対する返還債務は存在しない。

仮に当該債権譲渡が営業譲渡の一環を構成するものであったとしても、マルフクの商号を続用していない以上、マルフクの原告に対する

過払金返還債務を承継する法的根拠は存在しない。

そこで、債務引受を包含する契約上の地位の譲渡の有無が問題となるが、その成立要件としては、譲渡人（マルフク）・譲受人（被告）間の合意とともに、債権者（原告）の承諾が必要である。しかるに、本件では、譲渡人（マルフク）・譲受人（被告）間において過払金返還債務を承継する旨の合意が存在しない。なぜなら、資産譲渡契約書（乙3）には、第1.3条に、「クロージングの時点で、買主は、本契約に基づき買主に譲渡される、譲渡対象資産に基づき生じる義務のすべて（クロージング日後に発生し、かつクロージング日後に開始する期間に関するものに限る。）を承継する。」と規定され、クロージング日とは、平成14年5月2日を指すので、債権譲渡日以前に発生していた過払金返還債務を承継する旨の合意は存在しないからである。

本件譲渡契約書第1.4条では、買主（被告）に承継されない義務が列挙され、第1.4条（a）において、「第1.1条（a）に記載された貸付債権の発生原因たる金銭消費貸借契約上の、またはこれに関する保証契約、質権設定契約もしくは担保権設定契約上の売主またはそのいかなる関連会社の義務または債務（支払利息の返還請求権を含む。）」と明記している（なお、文脈上、上記「支払利息」とは、超過利息を意図していることは明らかであり、この点は誤記と史料される。）ので、法律の規定（民法703条）によって発生する過払金返還請求権が承継対象から除外されていることは明白だからである。

さらに、本件譲渡契約書第2.1条では、譲渡対象資産の売買代金総額につき、「本消費者ローン資産に含まれる貸付債権の元本残高」以上の金額が合意されているが、経済的合理性の見地からも、債権譲

渡日以前に発生していた過払金返還債務を承継する旨の合意が存在するはずがない。

本件では、契約上の地位の譲渡に関する債権者（原告）の承諾も存在しないので、契約上の地位の譲渡が成立する余地はない。

以上により、本件では、債権譲渡日以前に発生していた過払金返還債務につき、被告の原告に対する返還債務は存在しない。すなわち、被告が原告に対して負担する過払金返還債務は、債権譲渡日（平成14年5月2日）以降の取引から発生したものに限られるので、別紙2記載のとおり、93万円を超えては存在しない。

(2) 被告が悪意の受益者ではないこと

みなし弁済の成立が否定されるに至ったのは、みなし弁済の成立要件に関する解釈に変更が生じたことが原因であり、被告の努力によっては如何ともしえない外部的な要因に起因するものであること、通説は、現実に知る者だけが悪意の受益者であり、善意であれば、過失の有無を問わず、703条の責任のみを負うものと理解していること、ある利得が将来法律上の原因を欠くものとなる可能性を知る場合については、一般的には、そのような場合は必ずしも悪意の受益者とはいえないと理解されていることに鑑みれば、本件では、みなし弁済が成立するとの認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情が存在するので、被告は悪意の受益者には該当しない。

(3) 利息の起算点

仮に、被告が悪意の受益者に該当するとしても、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了するまでは、過払利息の返還義務を負わない。けだし、最高裁判所平成21年1月22日判決の「過払金充当合意」は、不行使の合意が含まれており、

この合意は不当利得返還請求権の弁済期について、取引終了時という不確定期限を付す合意であると解するのが相当だから、弁済期の未到来により利息返還義務を想定する前提を異にし、悪意の受益者に賠償責任を負わせる根拠がないからである。

第3 当裁判所の判断

1 マルフクと被告との関係について

原告は、マルフクとの間で、継続的な金銭消費貸借の基本契約を締結し、昭和63年8月19日、47万円を借入れ、その後、借入と返済を繰り返し、平成14年5月2日以降は、原告と被告との間で、借入と返済を繰り返したが、その取引日及び借入額又は返済額は、別紙1記載のとおりであることは、当事者間に争いがない。

被告は、マルフクとの平成14年3月29日付け資産譲渡契約書によって、平成14年5月2日、原告に対する貸金債権を売買によって取得したが、債権譲渡日以前に発生していた過払金返還債務を承継する合意は存在しないとして、同日以前の過払金返還債務を負担しないと主張するのに対し、原告は、上記契約書によって被告は基本契約に基づく債権債務を承継した旨主張するので、この点について検討する。

原告とマルフクとの間に締結された基本契約（甲1）は、融資限度額の範囲内で、繰り返し借入ができることを原則とし、元利定額残高スライドリボルビング方式による返済を定めた継続的な金銭消費貸借契約であり、この取引における弁済は、各貸付ごとに個別的な対応関係をもって、行われることが予定されているものではなく、本件基本契約に基づく借入金の全体に対して行われるものであり、この基本契約は、利息制限法所定の利息の制限額を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、これをその後に発生する新たな借入金債務に充当することとし、

基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後発生する新たな借入金債務への充当の用に供する旨の合意（以下「過払金充当等合意」という。）を含むものと解される。

このように、基本契約において原則として借主が融資限度額の範囲内で繰り返し借入ができることとされ、過払金充当等合意が含まれている当事者間の権利義務関係では、貸金債権のみを他の権利義務と分離して第三者に譲渡することは困難であり、貸付・返済という一連の取引について貸金業法43条のみなし弁済が成立する場合には、貸金業者に貸金債権が認められ、のみなし弁済が成立しない場合には、利息制限法の引き直し計算が行われ貸金業者は過払金返還債務を負うという、貸金債権と過払金返還債務との表裏一体の関係を考慮すると、貸金債権の譲渡を受けたとする被告が従前同様に原告と継続的な金銭消費貸借取引を継続している本件では、被告は、貸金債権及び過払金返還債務を一体とした貸主としての地位の譲渡を受けたというべきである。

以上によれば、被告は、平成14年5月2日以前の取引をも含めて過払金返還債務を負担する地位にあるというべきである。

2 悪意の受益者について

被告は、悪意の受益者であることを争うけれども、被告は貸金業の登録業者であり、貸金業者が利息制限法所定の制限を超える利息を受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのように認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえるような特段の事情があるときでない限り、民法704条の「悪意の受益者」

であると推定されるところ、被告は制限超過利息の受領につき貸金業法43条1項の適用に必要な同法17条の書面及び18条の書面の交付を裏付ける書証を提出しないのであるから、被告を悪意の受益者と推定すべきである。

3 利息の起算点について

被告は、利息の起算点につき、継続的金銭消費貸借取引の終了時とすべき旨主張するけれども、借主が利息制限法所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生する場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段の利息を支払わなければならないと解するのが相当である（最高裁判所第2小法廷平成21年9月4日判決参照）。

4 以上に基づき、利息制限法の制限利率に照らし、引き直し計算をすると、別紙1記載のとおり、449万3335円の過払金及び最終弁済日である平成20年10月27日における合計利息24万2571円が発生しており、その結果、被告は、原告の損失によって法律上の原因なくして、上記過払金の金額と同額の利益を得ていることが認められる。

すると、原告の請求は理由があるので認容することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所一宮支部

裁判官 鬼 頭 清 貴

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: XXXXXXXXXX
 会員番号: 1056-3166710
 貸金業者: CFJ合同会社

過払利率 5%

作成者: 鈴木泉法律事務所

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	S63. 8. 19	470,000		0.18				470,000		
2	S63. 10. 14		39,480	0.18	57	13,175	0	443,695	0	0
3	S63. 12. 1		33,840	0.18	48	10,474	0	420,329	0	0
4	H1. 1. 23		37,360	0.18	53	10,969	0	393,938	0	0
5	H1. 3. 20		39,480	0.18	56	10,879	0	365,337	0	0
6	H1. 5. 22		44,410	0.18	63	11,350	0	332,277	0	0
7	H1. 7. 17		39,480	0.18	56	9,176	0	301,973	0	0
8	H1. 9. 8		37,360	0.18	53	7,892	0	272,505	0	0
9	H1. 10. 30		36,660	0.18	52	6,988	0	242,833	0	0
10	H2. 1. 11		51,460	0.18	73	8,741	0	200,114	0	0
11	H2. 3. 9		40,180	0.18	57	5,625	0	165,559	0	0
12	H2. 5. 10		43,710	0.18	62	5,062	0	126,911	0	0
13	H2. 7. 10		43,000	0.18	61	3,817	0	87,728	0	0
14	H2. 8. 27		33,840	0.18	48	2,076	0	55,964	0	0
15	H2. 11. 9		52,170	0.18	74	2,042	0	5,836	0	0
16	H3. 1. 10		43,710	0.18	62	178	0	-37,696	0	0
17	H3. 2. 26		33,130	0.18	47	0	0	-70,826	-242	-242
18	H3. 4. 10		30,310	0.18	43	0	0	-101,136	-417	-659
19	H3. 6. 10		43,000	0.18	61	0	0	-144,136	-845	-1,504
20	H3. 7. 10		21,150	0.18	30	0	0	-165,286	-592	-2,096
21	H3. 8. 26		33,130	0.18	47	0	0	-198,416	-1,064	-3,160
22	H3. 10. 9		31,020	0.18	44	0	0	-229,436	-1,195	-4,355
23	H3. 11. 18		28,200	0.18	40	0	0	-257,636	-1,257	-5,612
24	H4. 1. 10		37,360	0.18	53	0	0	-294,996	-1,869	-7,481
25	H4. 2. 17		26,790	0.18	38	0	0	-321,786	-1,531	-9,012
26	H4. 3. 31		30,290	0.18	43	0	0	-352,076	-1,890	-10,902
27	H4. 5. 26		28,680	0.18	56	0	0	-380,756	-2,693	-13,595
28	H4. 7. 13		24,720	0.18	48	0	0	-405,476	-2,496	-16,091
29	H4. 8. 26		22,660	0.18	44	0	0	-428,136	-2,437	-18,528
30	H4. 10. 9		22,660	0.18	44	0	0	-450,796	-2,573	-21,101
31	H4. 11. 13		18,020	0.18	35	0	0	-468,816	-2,155	-23,256
32	H4. 12. 17		17,510	0.18	34	0	0	-486,326	-2,177	-25,433
33	H5. 1. 26		20,600	0.18	40	0	0	-506,926	-2,662	-28,095
34	H5. 3. 10		22,150	0.18	43	0	0	-529,076	-2,986	-31,081
35	H5. 4. 26		24,210	0.18	47	0	0	-553,286	-3,406	-34,487
36	H5. 6. 10		23,180	0.18	45	0	0	-576,466	-3,410	-37,897
37	H5. 7. 9		14,930	0.18	29	0	0	-591,396	-2,290	-40,187
38	H5. 8. 10		16,480	0.18	32	0	0	-607,876	-2,592	-42,779
39	H5. 9. 7		14,420	0.18	28	0	0	-622,296	-2,331	-45,110
40	H5. 10. 8		15,600	0.18	31	0	0	-637,896	-2,642	-47,752
41	H5. 11. 10		17,360	0.18	33	0	0	-655,256	-2,883	-50,635
42	H5. 12. 10		15,450	0.18	30	0	0	-670,706	-2,692	-53,327
43	H6. 1. 10		15,960	0.18	31	0	0	-686,666	-2,848	-56,175
44	H6. 2. 10		15,960	0.18	31	0	0	-702,626	-2,915	-59,090
45	H6. 3. 10		14,420	0.18	28	0	0	-717,046	-2,695	-61,785

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
46	H6. 4. 8		14,930	0.18	29	0	0	-731,976	-2,848	-64,633
47	H6. 5. 10		16,480	0.18	32	0	0	-748,456	-3,208	-67,841
48	H6. 6. 10		15,960	0.18	31	0	0	-764,416	-3,178	-71,019
49	H6. 7. 8		14,420	0.18	28	0	0	-778,836	-2,932	-73,951
50	H6. 8. 10		16,990	0.18	33	0	0	-795,826	-3,520	-77,471
51	H6. 9. 9		15,450	0.18	30	0	0	-811,276	-3,270	-80,741
52	H6. 10. 7		14,420	0.18	28	0	0	-825,696	-3,111	-83,852
53	H6. 11. 4		14,420	0.18	28	0	0	-840,116	-3,167	-87,019
54	H6. 12. 9		18,020	0.18	35	0	0	-858,136	-4,027	-91,046
55	H7. 1. 10		16,480	0.18	32	0	0	-874,616	-3,761	-94,807
56	H7. 2. 6		13,900	0.18	27	0	0	-888,516	-3,234	-98,041
57	H7. 3. 3		12,870	0.18	25	0	0	-901,386	-3,042	-101,083
58	H7. 4. 3		15,960	0.18	31	0	0	-917,346	-3,827	-104,910
59	H7. 5. 8		18,020	0.18	35	0	0	-935,366	-4,398	-109,308
60	H7. 5. 31		11,840	0.18	23	0	0	-947,206	-2,947	-112,255
61	H7. 6. 26		13,390	0.18	26	0	0	-960,596	-3,373	-115,628
62	H7. 7. 27		15,960	0.18	31	0	0	-976,556	-4,079	-119,707
63	H7. 8. 29		16,990	0.18	33	0	0	-993,546	-4,414	-124,121
64	H7. 9. 27		14,930	0.18	29	0	0	-1,008,476	-3,946	-128,067
65	H7. 10. 27		15,450	0.18	30	0	0	-1,023,926	-4,144	-132,211
66	H7. 11. 28		16,480	0.18	32	0	0	-1,040,406	-4,488	-136,699
67	H7. 12. 26		14,420	0.18	28	0	0	-1,054,826	-3,990	-140,689
68	H8. 1. 30		18,020	0.18	35	0	0	-1,072,846	-5,045	-145,734
69	H8. 2. 26		14,000	0.18	27	0	0	-1,086,846	-3,957	-149,691
70	H8. 3. 26		14,930	0.18	29	0	0	-1,101,776	-4,305	-153,996
71	H8. 4. 26		15,960	0.18	31	0	0	-1,117,736	-4,665	-158,661
72	H8. 5. 29		20,000	0.18	33	0	0	-1,137,736	-5,038	-163,699
73	H8. 6. 29		20,000	0.18	31	0	0	-1,157,736	-4,818	-168,517
74	H8. 7. 29		15,210	0.18	30	0	0	-1,172,946	-4,744	-173,261
75	H8. 8. 31		20,000	0.18	33	0	0	-1,192,946	-5,287	-178,548
76	H8. 9. 30		20,000	0.18	30	0	0	-1,212,946	-4,889	-183,437
77	H8. 10. 30		20,000	0.18	30	0	0	-1,232,946	-4,971	-188,408
78	H8. 11. 30		20,000	0.18	31	0	0	-1,252,946	-5,221	-193,629
79	H8. 12. 10		5,000	0.18	10	0	0	-1,257,946	-1,711	-195,340
80	H9. 1. 7		10,000	0.18	28	0	0	-1,267,946	-4,815	-200,155
81	H9. 2. 3		17,000	0.18	27	0	0	-1,284,946	-4,689	-204,844
82	H9. 3. 3		20,000	0.18	28	0	0	-1,304,946	-4,928	-209,772
83	H9. 3. 31		20,000	0.18	28	0	0	-1,324,946	-5,005	-214,777
84	H9. 4. 30		20,000	0.18	30	0	0	-1,344,946	-5,444	-220,221
85	H9. 5. 29		20,000	0.18	29	0	0	-1,364,946	-5,342	-225,563
86	H9. 6. 30		20,000	0.18	32	0	0	-1,384,946	-5,983	-231,546
87	H9. 7. 30		15,000	0.18	30	0	0	-1,399,946	-5,691	-237,237
88	H9. 8. 30		15,000	0.18	31	0	0	-1,414,946	-5,944	-243,181
89	H9. 9. 30		15,000	0.18	31	0	0	-1,429,946	-6,008	-249,189
90	H9. 10. 29		15,000	0.18	29	0	0	-1,444,946	-5,680	-254,869
91	H9. 12. 2		16,000	0.18	34	0	0	-1,460,946	-6,729	-261,598
92	H9. 12. 26		11,000	0.18	24	0	0	-1,471,946	-4,803	-266,401
93	H10. 1. 27		15,000	0.18	32	0	0	-1,486,946	-6,452	-272,853
94	H10. 2. 27		15,000	0.18	31	0	0	-1,501,946	-6,314	-279,167
95	H10. 3. 30		15,000	0.18	31	0	0	-1,516,946	-6,378	-285,545
96	H10. 4. 30		20,000	0.18	31	0	0	-1,536,946	-6,441	-291,986
97	H10. 5. 27		15,000	0.18	27	0	0	-1,551,946	-5,684	-297,670

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
98	H10. 6. 26		15,000	0.18	30	0	0	-1,566,946	-6,377	-304,047
99	H10. 7. 28		15,000	0.18	32	0	0	-1,581,946	-6,868	-310,915
100	H10. 8. 27		15,000	0.18	30	0	0	-1,596,946	-6,501	-317,416
101	H10. 9. 28		15,000	0.18	32	0	0	-1,611,946	-7,000	-324,416
102	H10. 10. 28		15,000	0.18	30	0	0	-1,626,946	-6,624	-331,040
103	H10. 11. 28		15,000	0.18	31	0	0	-1,641,946	-6,908	-337,948
104	H10. 12. 29		15,000	0.18	31	0	0	-1,656,946	-6,972	-344,920
105	H11. 1. 30		15,000	0.18	32	0	0	-1,671,946	-7,263	-352,183
106	H11. 2. 27		15,000	0.18	28	0	0	-1,686,946	-6,412	-358,595
107	H11. 3. 27		15,000	0.18	28	0	0	-1,701,946	-6,470	-365,065
108	H11. 4. 26		15,000	0.18	30	0	0	-1,716,946	-6,994	-372,059
109	H11. 5. 29		15,000	0.18	33	0	0	-1,731,946	-7,761	-379,820
110	H11. 6. 29		15,000	0.18	31	0	0	-1,746,946	-7,354	-387,174
111	H11. 7. 29		15,000	0.18	30	0	0	-1,761,946	-7,179	-394,353
112	H11. 8. 30		15,000	0.18	32	0	0	-1,776,946	-7,723	-402,076
113	H11. 9. 28		15,000	0.18	29	0	0	-1,791,946	-7,059	-409,135
114	H11. 11. 1		18,000	0.18	34	0	0	-1,809,946	-8,346	-417,481
115	H11. 11. 29		15,000	0.18	28	0	0	-1,824,946	-6,942	-424,423
116	H12. 1. 5		18,000	0.18	37	0	0	-1,842,946	-9,246	-433,669
117	H12. 1. 31		15,000	0.18	26	0	0	-1,857,946	-6,545	-440,214
118	H12. 2. 29		15,000	0.18	29	0	0	-1,872,946	-7,360	-447,574
119	H12. 3. 31		18,000	0.18	31	0	0	-1,890,946	-7,931	-455,505
120	H12. 5. 1		18,000	0.18	31	0	0	-1,908,946	-8,008	-463,513
f21	H12. 5. 31		15,000	0.18	30	0	0	-1,923,946	-7,823	-471,336
122	H12. 6. 30		15,000	0.18	30	0	0	-1,938,946	-7,885	-479,221
P23	H12. 7. 31		15,000	0.18	31	0	0	-1,953,946	-8,211	-487,432
124	H12. 8. 30		15,000	0.18	30	0	0	-1,968,946	-8,007	-495,439
125	H12. 9. 30		15,000	0.18	31	0	0	-1,983,946	-8,338	-503,777
126	H12. 10. 2		470	0.18	2	0	0	-1,984,416	-542	-504,319
127	H12. 10. 2		294,600	0.18	0	0	0	-2,279,016	0	-504,319
128	H12. 10. 2	750,000		0.18	0	0	0	-2,033,335	0	0
129	H12. 10. 31		40,000	0.18	29	0	0	-2,073,335	-8,055	-8,055
130	H12. 11. 29		40,000	0.18	29	0	0	-2,113,335	-8,214	-16,269
131	H13. 1. 5		21,000	0.18	37	0	0	-2,134,335	-10,686	-26,955
132	H13. 1. 31		20,000	0.18	26	0	0	-2,154,335	-7,601	-34,556
133	H13. 2. 28		30,000	0.18	28	0	0	-2,184,335	-8,263	-42,819
134	H13. 3. 31		30,000	0.18	31	0	0	-2,214,335	-9,275	-52,094
135	H13. 4. 26		30,000	0.18	26	0	0	-2,244,335	-7,886	-59,980
136	H13. 5. 31		28,000	0.18	35	0	0	-2,272,335	-10,760	-70,740
137	H13. 7. 2		25,000	0.18	32	0	0	-2,297,335	-9,960	-80,700
138	H13. 7. 30		20,000	0.18	28	0	0	-2,317,335	-8,811	-89,511
139	H13. 9. 3		20,000	0.18	35	0	0	-2,337,335	-11,110	-100,621
140	H13. 9. 29		25,000	0.18	26	0	0	-2,362,335	-8,324	-108,945
141	H13. 10. 31		20,000	0.18	32	0	0	-2,382,335	-10,355	-119,300
142	H13. 11. 29		20,000	0.18	29	0	0	-2,402,335	-9,464	-128,764
143	H14. 1. 7		20,000	0.18	39	0	0	-2,422,335	-12,834	-141,598
144	H14. 1. 31		20,000	0.18	24	0	0	-2,442,335	-7,963	-149,561
145	H14. 2. 27		15,000	0.18	27	0	0	-2,457,335	-9,033	-158,594
146	H14. 3. 29		20,000	0.18	30	0	0	-2,477,335	-10,098	-168,692
147	H14. 5. 1		20,000	0.18	33	0	0	-2,497,335	-11,198	-179,890
148	H14. 6. 3		16,000	0.18	33	0	0	-2,513,335	-11,289	-191,179
149	H14. 7. 1		20,000	0.18	28	0	0	-2,533,335	-9,640	-200,819

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
150	H14. 7. 31		20,000	0.18	30	0	0	-2,553,335	-10,410	-211,229
151	H14. 8. 30		20,000	0.18	30	0	0	-2,573,335	-10,493	-221,722
152	H14. 9. 30		20,000	0.18	31	0	0	-2,593,335	-10,927	-232,649
153	H14. 9. 30	20,000		0.18	0	0	0	-2,593,335	0	-212,649
154	H14. 10. 31		20,000	0.18	31	0	0	-2,613,335	-11,012	-223,661
155	H14. 10. 31	2,000		0.18	0	0	0	-2,613,335	0	-221,661
156	H14. 12. 2		20,000	0.18	32	0	0	-2,633,335	-11,455	-233,116
157	H15. 1. 6		22,000	0.18	35	0	0	-2,655,335	-12,625	-245,741
158	H15. 1. 25	10,000		0.18	19	0	0	-2,655,335	-6,911	-242,652
159	H15. 2. 1		21,000	0.18	7	0	0	-2,676,335	-2,546	-245,198
160	H15. 2. 7	17,000		0.18	6	0	0	-2,676,335	-2,199	-230,397
161	H15. 3. 1		22,000	0.18	22	0	0	-2,698,335	-8,065	-238,462
162	H15. 3. 7	10,000		0.18	6	0	0	-2,698,335	-2,217	-230,679
163	H15. 4. 1		23,000	0.18	25	0	0	-2,721,335	-9,240	-239,919
164	H15. 4. 11	9,000		0.18	10	0	0	-2,721,335	-3,727	-234,646
165	H15. 5. 1		22,000	0.18	20	0	0	-2,743,335	-7,455	-242,101
166	H15. 5. 9	8,000		0.18	8	0	0	-2,743,335	-3,006	-237,107
167	H15. 6. 1		22,000	0.18	23	0	0	-2,765,335	-8,643	-245,750
168	H15. 6. 7	10,000		0.18	6	0	0	-2,765,335	-2,272	-238,022
169	H15. 6. 11	10,000		0.18	4	0	0	-2,765,335	-1,515	-229,537
170	H15. 6. 24	30,000		0.18	13	0	0	-2,765,335	-4,924	-204,461
171	H15. 7. 1		22,000	0.18	7	0	0	-2,787,335	-2,651	-207,112
172	H15. 7. 2		2,000	0.18	1	0	0	-2,789,335	-381	-207,493
173	H15. 7. 11	10,000		0.18	9	0	0	-2,789,335	-3,438	-200,931
174	H15. 8. 1		33,000	0.18	21	0	0	-2,822,335	-8,024	-208,955
175	H15. 8. 4	10,000		0.18	3	0	0	-2,822,335	-1,159	-200,114
176	H15. 9. 1		23,000	0.18	28	0	0	-2,845,335	-10,825	-210,939
177	H15. 9. 11	10,000		0.18	10	0	0	-2,845,335	-3,897	-204,836
178	H15. 10. 1		23,000	0.18	20	0	0	-2,868,335	-7,795	-212,631
179	H15. 10. 1		1,000	0.18	0	0	0	-2,869,335	0	-212,631
180	H15. 10. 2	10,000		0.18	1	0	0	-2,869,335	-393	-203,024
181	H15. 10. 14	10,000		0.18	12	0	0	-2,869,335	-4,716	-197,740
182	H15. 11. 1		30,000	0.18	18	0	0	-2,899,335	-7,075	-204,815
183	H15. 11. 1		5,000	0.18	0	0	0	-2,904,335	0	-204,815
184	H15. 11. 11	10,000		0.18	10	0	0	-2,904,335	-3,978	-198,793
185	H15. 12. 1		23,000	0.18	20	0	0	-2,927,335	-7,957	-206,750
186	H15. 12. 1		1,000	0.18	0	0	0	-2,928,335	0	-206,750
187	H15. 12. 2	10,000		0.18	1	0	0	-2,928,335	-401	-197,151
188	H15. 12. 11	10,000		0.18	9	0	0	-2,928,335	-3,610	-190,761
189	H16. 1. 1		25,000	0.18	21	0	0	-2,953,335	-8,422	-199,183
190	H16. 1. 1	1,000		0.18	0	0	0	-2,953,335	0	-198,183
191	H16. 1. 13	9,000		0.18	12	0	0	-2,953,335	-4,841	-194,024
192	H16. 2. 1		24,000	0.18	19	0	0	-2,977,335	-7,665	-201,689
193	H16. 2. 1		22,000	0.18	0	0	0	-2,999,335	0	-201,689
194	H16. 2. 6	10,000		0.18	5	0	0	-2,999,335	-2,048	-193,737
195	H16. 2. 12	20,000		0.18	6	0	0	-2,999,335	-2,458	-176,195
196	H16. 3. 1		23,000	0.18	18	0	0	-3,022,335	-7,375	-183,570
197	H16. 3. 1		2,000	0.18	0	0	0	-3,024,335	0	-183,570
198	H16. 4. 1		23,000	0.18	31	0	0	-3,047,335	-12,807	-196,377
199	H16. 4. 1		1,000	0.18	0	0	0	-3,048,335	0	-196,377
200	H16. 4. 3	10,000		0.18	2	0	0	-3,048,335	-832	-187,209
201	H16. 5. 1		24,000	0.18	28	0	0	-3,072,335	-11,660	-198,869

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
202	H16.5.1	2,000		0.18	0	0	0	-3,072,335	0	-196,869
203	H16.5.8	10,000		0.18	7	0	0	-3,072,335	-2,938	-189,807
204	H16.6.1		24,000	0.18	24	0	0	-3,096,335	-10,073	-199,880
205	H16.6.11	10,000		0.18	10	0	0	-3,096,335	-4,229	-194,109
206	H16.7.1		30,000	0.18	20	0	0	-3,126,335	-8,459	-202,568
207	H16.7.5	10,000		0.18	4	0	0	-3,126,335	-1,708	-194,276
208	H16.7.11	10,000		0.18	6	0	0	-3,126,335	-2,562	-186,838
209	H16.8.1		25,000	0.18	21	0	0	-3,151,335	-8,968	-195,806
210	H16.8.1		2,000	0.18	0	0	0	-3,153,335	0	-195,806
211	H16.8.11	10,000		0.18	10	0	0	-3,153,335	-4,307	-190,113
212	H16.9.1		28,000	0.18	21	0	0	-3,181,335	-9,046	-199,159
213	H16.9.6	10,000		0.18	5	0	0	-3,181,335	-2,173	-191,332
214	H16.10.1		24,000	0.18	25	0	0	-3,205,335	-10,865	-202,197
215	H16.10.11	10,000		0.18	10	0	0	-3,205,335	-4,378	-196,575
216	H16.11.1		25,000	0.18	21	0	0	-3,230,335	-9,195	-205,770
217	H16.11.10	10,000		0.18	9	0	0	-3,230,335	-3,971	-199,741
218	H16.12.1		24,000	0.18	21	0	0	-3,254,335	-9,267	-209,008
219	H16.12.22	10,000		0.18	21	0	0	-3,254,335	-9,336	-208,344
220	H16.12.31		24,000	0.18	9	0	0	-3,278,335	-4,001	-212,345
221	H17.1.11	10,000		0.18	11	0	0	-3,278,335	-4,939	-207,284
222	H17.2.1		25,000	0.18	21	0	0	-3,303,335	-9,430	-216,714
223	H17.2.1		5,000	0.18	0	0	0	-3,308,335	0	-216,714
224	H17.2.1	4,000		0.18	0	0	0	-3,308,335	0	-212,714
225	H17.2.5	10,000		0.18	4	0	0	-3,308,335	-1,812	-204,526
226	H17.3.1		25,000	0.18	24	0	0	-3,333,335	-10,876	-215,402
227	H17.3.20	10,000		0.18	19	0	0	-3,333,335	-8,675	-214,077
228	H17.4.1		108,000	0.18	12	0	0	-3,441,335	-5,479	-219,556
229	H17.4.24	10,000		0.18	23	0	0	-3,441,335	-10,842	-220,398
230	H17.5.1		25,000	0.18	7	0	0	-3,466,335	-3,299	-223,697
231	H17.5.1	5,000		0.18	0	0	0	-3,466,335	0	-218,697
232	H17.5.14	90,000		0.18	13	0	0	-3,466,335	-6,172	-134,869
233	H17.6.1		25,000	0.18	18	0	0	-3,491,335	-8,547	-143,416
234	H17.6.6	10,000		0.18	5	0	0	-3,491,335	-2,391	-135,807
235	H17.7.1		24,000	0.18	25	0	0	-3,515,335	-11,956	-147,763
236	H17.7.1		1,000	0.18	0	0	0	-3,516,335	0	-147,763
237	H17.7.3	10,000		0.18	2	0	0	-3,516,335	-963	-138,726
238	H17.8.1		25,000	0.18	29	0	0	-3,541,335	-13,969	-152,695
239	H17.8.1		1,000	0.18	0	0	0	-3,542,335	0	-152,695
240	H17.8.6	10,000		0.18	5	0	0	-3,542,335	-2,426	-145,121
241	H17.9.1		24,000	0.18	26	0	0	-3,566,335	-12,616	-157,737
242	H17.9.4	8,000		0.18	3	0	0	-3,566,335	-1,465	-151,202
243	H17.10.1		24,000	0.18	27	0	0	-3,590,335	-13,190	-164,392
244	H17.10.1	2,000		0.18	0	0	0	-3,590,335	0	-162,392
245	H17.11.1		24,000	0.18	31	0	0	-3,614,335	-15,246	-177,638
246	H17.11.1	2,000		0.18	0	0	0	-3,614,335	0	-175,638
247	H17.11.7	10,000		0.18	6	0	0	-3,614,335	-2,970	-168,608
248	H17.12.1		24,000	0.18	24	0	0	-3,638,335	-11,882	-180,490
249	H17.12.11	12,000		0.18	10	0	0	-3,638,335	-4,984	-173,474
250	H17.12.31		24,000	0.18	20	0	0	-3,662,335	-9,968	-183,442
251	H17.12.31		5,000	0.18	0	0	0	-3,667,335	0	-183,442
252	H17.12.31	3,000		0.18	0	0	0	-3,667,335	0	-180,442
253	H18.1.11	11,000		0.18	11	0	0	-3,667,335	-5,526	-174,968

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
254	H18. 2. 1		24,000	0.18	21	0	0	-3,691,335	-10,549	-185,517
255	H18. 2. 12	8,000		0.18	11	0	0	-3,691,335	-5,562	-183,079
256	H18. 3. 1		24,000	0.18	17	0	0	-3,715,335	-8,596	-191,675
257	H18. 3. 11	10,000		0.18	10	0	0	-3,715,335	-5,089	-186,764
258	H18. 4. 1		24,000	0.18	21	0	0	-3,739,335	-10,687	-197,451
259	H18. 4. 10	8,000		0.18	9	0	0	-3,739,335	-4,610	-194,061
260	H18. 5. 1		24,000	0.18	21	0	0	-3,763,335	-10,756	-204,817
261	H18. 5. 10	9,000		0.18	9	0	0	-3,763,335	-4,639	-200,456
262	H18. 6. 1		24,000	0.18	22	0	0	-3,787,335	-11,341	-211,797
263	H18. 6. 10	5,000		0.18	9	0	0	-3,787,335	-4,669	-211,466
264	H18. 7. 1		24,000	0.18	21	0	0	-3,811,335	-10,895	-222,361
265	H18. 7. 31		24,000	0.18	30	0	0	-3,835,335	-15,663	-238,024
266	H18. 8. 8	10,000		0.18	8	0	0	-3,835,335	-4,203	-232,227
267	H18. 9. 1		24,000	0.18	24	0	0	-3,859,335	-12,609	-244,836
268	H18. 10. 1		24,000	0.18	30	0	0	-3,883,335	-15,860	-260,696
269	H18. 10. 9	10,000		0.18	8	0	0	-3,883,335	-4,255	-254,951
270	H18. 11. 1		24,000	0.18	23	0	0	-3,907,335	-12,235	-267,186
271	H18. 11. 12	5,000		0.18	11	0	0	-3,907,335	-5,887	-268,073
272	H18. 12. 1	1,000		0.18	19	0	0	-3,907,335	-10,169	-277,242
273	H18. 12. 1		24,000	0.18	0	0	0	-3,931,335	0	-277,242
274	H18. 12. 10	10,000		0.18	9	0	0	-3,931,335	-4,846	-272,088
275	H18. 12. 26	10,000		0.18	16	0	0	-3,931,335	-8,616	-270,704
276	H18. 12. 31		24,000	0.18	5	0	0	-3,955,335	-2,692	-273,396
277	H19. 1. 10	10,000		0.18	10	0	0	-3,955,335	-5,418	-268,814
278	H19. 2. 1		24,000	0.18	22	0	0	-3,979,335	-11,920	-280,734
279	H19. 2. 10	18,000		0.18	9	0	0	-3,979,335	-4,906	-267,640
280	H19. 3. 1		24,000	0.18	19	0	0	-4,003,335	-10,357	-277,997
281	H19. 4. 1		24,000	0.18	31	0	0	-4,027,335	-17,000	-294,997
282	H19. 4. 11	10,000		0.18	10	0	0	-4,027,335	-5,516	-290,513
283	H19. 5. 1		24,000	0.18	20	0	0	-4,051,335	-11,033	-301,546
284	H19. 5. 11	10,000		0.18	10	0	0	-4,051,335	-5,549	-297,095
285	H19. 6. 1		24,000	0.18	21	0	0	-4,075,335	-11,654	-308,749
286	H19. 6. 10	20,000		0.18	9	0	0	-4,075,335	-5,024	-293,773
287	H19. 7. 1		24,000	0.18	21	0	0	-4,099,335	-11,723	-305,496
288	H19. 7. 11	12,000		0.18	10	0	0	-4,099,335	-5,615	-299,111
289	H19. 8. 1		24,000	0.18	21	0	0	-4,123,335	-11,792	-310,903
290	H19. 8. 4	10,000		0.18	3	0	0	-4,123,335	-1,694	-302,597
291	H19. 8. 22	10,000		0.18	18	0	0	-4,123,335	-10,167	-302,764
292	H19. 9. 1		24,000	0.18	10	0	0	-4,147,335	-5,648	-308,412
293	H19. 9. 8	10,000		0.18	7	0	0	-4,147,335	-3,976	-302,388
294	H19. 9. 30		25,000	0.18	22	0	0	-4,172,335	-12,498	-314,886
295	H19. 10. 10	50,000		0.18	10	0	0	-4,172,335	-5,715	-270,601
296	H19. 10. 27	10,000		0.18	17	0	0	-4,172,335	-9,716	-270,317
297	H19. 11. 1		26,000	0.18	5	0	0	-4,198,335	-2,857	-273,174
298	H19. 11. 12	20,000		0.18	11	0	0	-4,198,335	-6,326	-259,500
299	H19. 12. 1		26,000	0.18	19	0	0	-4,224,335	-10,927	-270,427
300	H19. 12. 9		1,000	0.18	8	0	0	-4,225,335	-4,629	-275,056
301	H19. 12. 11	10,000		0.18	2	0	0	-4,225,335	-1,157	-266,213
302	H19. 12. 30		27,000	0.18	19	0	0	-4,252,335	-10,997	-277,210
303	H20. 1. 10	20,000		0.18	11	0	0	-4,252,335	-6,391	-263,601
304	H20. 2. 1		27,000	0.18	22	0	0	-4,279,335	-12,780	-276,381
305	H20. 2. 12	10,000		0.18	11	0	0	-4,279,335	-6,430	-272,811

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
306	H20. 3. 1		27,000	0.18	18	0	0	-4,306,335	-10,522	-283,333
307	H20. 3. 11	10,000		0.18	10	0	0	-4,306,335	-5,882	-279,215
308	H20. 3. 31		27,000	0.18	20	0	0	-4,333,335	-11,765	-290,980
309	H20. 4. 11	20,000		0.18	11	0	0	-4,333,335	-6,511	-277,491
310	H20. 5. 1		17,000	0.18	20	0	0	-4,350,335	-11,839	-289,330
311	H20. 5. 1		10,000	0.18	0	0	0	-4,360,335	0	-289,330
312	H20. 5. 1	5,000		0.18	0	0	0	-4,360,335	0	-284,330
313	H20. 5. 7		1,000	0.18	6	0	0	-4,361,335	-3,574	-287,904
314	H20. 5. 12	10,000		0.18	5	0	0	-4,361,335	-2,979	-280,883
315	H20. 6. 1		28,000	0.18	20	0	0	-4,389,335	-11,916	-292,799
316	H20. 6. 9	10,000		0.18	8	0	0	-4,389,335	-4,797	-287,596
317	H20. 7. 1		28,000	0.18	22	0	0	-4,417,335	-13,191	-300,787
318	H20. 7. 18	10,000		0.18	17	0	0	-4,417,335	-10,258	-301,045
319	H20. 8. 1		25,000	0.18	14	0	0	-4,442,335	-8,448	-309,493
320	H20. 8. 10	10,000		0.18	9	0	0	-4,442,335	-5,461	-304,954
321	H20. 9. 1		25,000	0.18	22	0	0	-4,467,335	-13,351	-318,305
322	H20. 9. 9	20,000		0.18	8	0	0	-4,467,335	-4,882	-303,187
323	H20. 10. 1		26,000	0.18	22	0	0	-4,493,335	-13,426	-316,613
324	H20. 10. 11	20,000		0.18	10	0	0	-4,493,335	-6,138	-302,751
325	H20. 10. 25	10,000		0.18	14	0	0	-4,493,335	-8,593	-301,344
326	H20. 10. 27	60,000		0.18	2	0	0	-4,493,335	-1,227	-242,571

4,735,906

